

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 19 日現在

機関番号：12401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25780466

研究課題名(和文) アメリカ型教員身分保障制度「テニユア」に関する制度原理および法制度に関する研究

研究課題名(英文) The Legal and Historical Analysis on Teacher Tenure Law in the United States

研究代表者

高橋 哲 (TAKAHASHI, Satoshi)

埼玉大学・教育学部・准教授

研究者番号：10511884

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、オバマ政権期に実施されたNCLB法の義務免除(waiver)政策、ならびに、このもとに実施された各州のテニユア関連法の改革動向を分析した。そこでは、連邦教育政策に従い、教員評価に生徒の学力テストの結果を活用し、この評価結果を教員の身分や処遇に反映する改革が各州共通に実施されていることが明らかとなった。また、これら米国の改革と類似する日本の状況を2014年の地方公務員法改正を素材として分析した。本研究では、テニユア法を基礎とする米国と、公務員法に基礎をおく日本の教員法制の相違にも関わらず、評価を通じた教員の身分保障や労働条件の切り崩しが共通してなされていることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The reporter analyzed on the federal NCLB waiver policy brought by the Obama administration and on how state governments responded to it. Reinforcing framework of the Race to the Top program, the NCLB waiver required state government to introduce unified teacher evaluation system based on student test scores and to use it for consideration of personnel decisions including tenure, salary, and dismissal of teachers. Under this federal policy, many states reformed not only teacher evaluation system, but also tenure laws and collective bargaining laws making teacher evaluation high-stakes. By analyzing the new personnel assessment system in Japan, reporter also examined the similarities of the teacher law reforms between the U.S. and Japan. It was found that, despite the differences of traditional teacher laws in each country, new teacher evaluation transformed not only ways of evaluation but whole of teacher law system and weakened the job security and working conditions of teachers.

研究分野：教育行政

キーワード：テニユア 身分保障 労働条件 オバマ政権 NCLB法 義務免状(waiver) 教育補助金 教員評価

1. 研究開始当初の背景

本研究開始時は、日本の公務員法制の激動期にあたり、公立学校教員の法的地位に多大な影響が予想される状況にあった。具体的には、第一に、全国的な動向として行われていた公務員制度改革の動向がこれにあたる。2011年に国会提出された「国家公務員の労働関係に関する法律案」は、人事院制度を廃止し、公務員に団体交渉権等を付与するなど、労働法モデルによる制度改革を基本構想としていた。第二に、地方政府を主体とする教員法制改革があり、大阪府・市では2012年に「職員基本条例」が制定され、首長が設定する教育振興基本計画の目標とその貢献度を教員評価に連動させ、さらにはこの結果を降任、免職処分に直結させる内容が盛り込まれた。本研究は、このような背景から教員に身分保障を与えることの制度的意義、および、あるべき具体的な制度を、米国の教員身分保障制度である「テニユア」(tenure)との比較によって検討することを趣旨としている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、公立初等中等学校教員を対象とする米国独自の身分保障制度である「テニユア」を素材として、教員の身分保障をめぐる制度原理の解明と、具体的な法制度の解明を行うことにある。教員の身分保障が切り崩される日本の法状況にあって、米国においては、なぜ教員にテニユアという特殊な身分保障法が構成される必要があったのか、また、それが現段階において如何なる法制度を形成しているのかを分析することにより、教員の身分保障の意義と、あるべき法制度モデルを提示することを目的としている。

3. 研究の方法

研究の目的において示されたテニユア法の制度原理に関する研究においては、各州テニユア法の立法目的、制定経緯を検討する

ことにより、教員の身分を保障する意義=制度原理を明らかにする。また、の現行法制度に関する研究にあたっては、各州テニユア法の法構造を分析するとともに、学区レベルにおける制度運用・実態に関する調査を行うこととした。なお、本研究課題の遂行中、米国では連邦政府主導による教員法制改革が急激に進められたことから、現行法制に関する分析を先行させ、さらに、この法制改革に重要な影響を与えている教員評価法制についても分析を加えることとした。また、日本でも2014年に地方公務員法が改正され教員の身分保障に重大な影響をあたえていたことから、日米の教員法制改革の比較研究分析を行った。

4. 研究成果

(1) 第一に、各州のテニユア法改正に影響力を及ぼしている連邦政府主導の教育政策、なかでも、オバマ政権期に実施されたNCLB法の義務免除(waiver)政策に関する分析を行った。NCLB法の義務免除政策は、連邦教育省長官が、一定の条件を満たした各州政府を法定の義務から免除(waive)する仕組みである。そのなかでも教員政策、特に各州の教員評価施策に関しては、強度の条件付けがなされている。この義務免除の認定条件のもとで、各州政府は、教員評価に生徒の学力テストの結果を活用し、この評価結果を教員のテニユア付与の判断や給与等の処遇に反映させる制度改革をせまられていることを明らかにした。

(2) 第二に、これらの連邦教育政策の影響を受けてなされている各州のテニユア法改革を分析した。具体的には、ミシガン州における州統一教員評価制度の政策過程に着目し、上記の義務免除政策のもと、教員評価の結果を如何に教員の処遇に結びつけようとしているのかを分析した。また、カルフォルニア州裁判所において、テニユア法の州憲法

違反が問われた Vrgara 判決 (2014 年 8 月) を分析し、本件訴訟がもつ意味を、これまでの連邦教育政策との関連において検討した。さらに、教員法制改革が先行するニューヨーク州の「教育変革法 (Education Transformation Act)」(2015 年 4 月制定) を素材として、州レベルにおける教員法制改革を中央集権化の段階論に位置付けて検討した。すなわち、NCLB 法の制定による第一段階、「頂点への競争」プログラムによる第二段階、義務免除政策による第三段階につづく、第四段階として州が学区に対して州教育補助金を通じた介入政策を行いつつあることを検証した。

(3) 第三に、これら米国の教員法制改革と類似する日本における教員法制改革に関する分析を行った。まず、2012 年に大阪府・市において制定された一連の教育関連条例ならびに職員基本条例を分析し、地方公務員法に定められる教員の法定身分保障が、条例によって「切り下げ」られていることを分析した。また、2014 年 5 月に改正された地方公務員法の分析を行い、同法によって導入された人事評価制度が、成果にもとづく処遇を導入する点で、米国の教員評価政策と共通することを明らかにした。一方、その主眼は地方公務員の人件費削減にあり、行政改革の一環として実施されている点に日本の特徴がある。本研究では、米国におけるテニユア法を基礎とする教員法制と、公務員法に基礎をおく日本の教員法制の法制度上の相違が存在しつつも、教員の身分保障や労働条件の切り崩しが両国の政策に共通して行われていることを明らかにした。

(4) なお、本研究期間が、上記のような日米における教員法制改革の激動期に重なったため、現行法制改革の研究成果発表を先行せざるを得なかったが、テニユア法の制度原理、法制史に関する研究も当初の予定通り遂行しつつあり、近日中に研究成果を発表する

予定である。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 9 件)

高橋哲、アメリカの教育財政制度改革—2000 年代以降の連邦補助金政策の展開—、教育制度学研究、査読無し、第 23 号、2016 年、111-115 頁。

高橋哲、現代教育政策の公共性分析—教育における福祉国家論の再考—、教育制度学研究、査読有り、第 82 巻第 4 号、2015 年、531-541 頁。

高橋哲、教育学としての教育制度研究を考へる—「教育権の論理から教育制度の理論へ」の再考—、教育制度学研究、査読無し、第 22 号、2015 年、156-161 頁。

高橋哲、新教育委員会制度の研究動向—改正地方教育行政法へのアプローチ—、教育制度学研究、査読無し、第 22 号、2015 年、246-252 頁

高橋哲、行政改革としての教員評価 = 人事評価制度—日米比較からみる教員評価政策の日本的特質—、日本教育行政学会年報、査読有り、第 41 号、2015 年、37-55 頁。

高橋哲、安倍政権の教育改革とは何か—教育再生実行政策の目的、手法、そして問題の所在—、現代思想、査読無し、第 43 巻第 8 号、2015 年、156-168 頁。

高橋哲、支配体制づくりとしての教育行政改革—安倍政権は、教育委員会をどのように変えようとしているのか—、さいたまの教育と文化、査読無し、第 70 号、2014 年、40-43 頁。

高橋哲、教員の身分保障と教職の専門職性—首長主導教育改革による教員統制の問題—、日本教育行政学会年報、査読無し、第 39 号、2013 年、202-205 頁。

高橋哲、教育統制としての教員給与問題

—「駆け込み退職」をめぐる法的問題を含めて—、教育、査読無し、第 809 号、2013 年、61-69 頁。

〔学会発表〕(計 4 件)

高橋哲、「教職の専門性をめぐる法制論の争点と課題—米国ミシガン州の教員評価制度改革を素材として—」、日本教育学会、第 75 回大会、北海道大学、2016 年 8 月 25 日。

高橋哲、「アメリカの教育財政制度改革—2000 年代以降の連邦補助金政策に着目して—」日本教育制度学会第 23 回大会、奈良教育大学、2015 年 11 月 8 日。

高橋哲、「教育学としての教育制度研究を考える—『教育権の論理から教育制度の理論へ』の再考—」、日本教育制度学会第 22 回大会、高知大学、2014 年 11 月 9 日。

高橋哲、「米国連邦政府の財政誘導による教育改革—NCLB 法の Waiver 政策を中心に—」、日本教育学会第 73 回大会、九州大学、2014 年 8 月 24 日。

〔図書〕(計 4 件)

Satoshi Takahashi, Routledge, *History of Education in Japan: 1600-2000*, 2017, pp. 141-157.

高橋哲、玉川出版、専門職の報酬と職域、2015 年、134-158 頁。

高橋哲、法律文化社、教育法の現代的争点、2014 年、192-197 頁。

高橋哲、福村出版、首長主導教育改革と教育委員会制度—現代日本における教育と政治—2014 年、189-204 頁。

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：

出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
<http://s-read.saitama-u.ac.jp/researchers/pages/researcher/TKBNFxBx>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 哲 (TAKAHASHI, Satoshi)
埼玉大学・教育学部・准教授
研究者番号：10511884

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()